

成蹊大学長 殿

誓約書

当社（当法人）は、成蹊大学との取引に当たり、以下のとおり誓約します。

1. 成蹊大学における研究活動の不正行為防止等のための取組みに関する次の規則を理解し、不正に関与しません。
 - ・「成蹊大学研究コンプライアンス基本規則」
 - ・「成蹊学園固定資産及び物品調達等の契約に係る取引停止等の取扱要綱」
 - ・「成蹊大学における研究上の不正行為の通報窓口に関する規則」
2. 成蹊大学の内部監査、その他調査等において取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力します。
3. 万一、不正が認められた場合は、成蹊大学から取引停止を含むいかなる処分を講じられても異存ありません。
4. 成蹊大学の構成員等から不正な行為の要求等があった場合には、直ちに成蹊大学における研究上の不正行為の通報窓口に連絡します。
5. 物品等は研究助成課検収デスク（ただし、法務研究科教員が発注の場合は法科大学院検収スペース）に納入し、検収を受けるものとします。

年 月 日

住 所

会 社 名

代表者又は

事業主名

㊞

(※) 誓約書作成者については、貴社の代表権を有する方でなくても結構ですが、問題が生じた場合に、貴社を代表して、本学との対応ができる方としてください。